

小浜浄水場休日夜間等運転管理業務委託
提案募集要項

令和6年（2024年）7月

宝塚市上下水道局

1 業務概要

(1) 事業名

小浜浄水場休日夜間等運転管理業務委託

(2) 目的

小浜浄水場休日夜間等運転管理業務委託（以下「本業務」という。）は、運転管理における民間の創意工夫及びノウハウの活用を期待し、浄水場運転管理を円滑に行うことにより、各施設の機能を効率よく発揮し、安全で安心な水道水を安定的に供給することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「小浜浄水場休日夜間等運転管理業務委託性能仕様書」（以下「性能仕様書」という。）、「小浜浄水場休日夜間等運転管理業務委託特記仕様書」（以下「特記仕様書」という。）のとおりとする。

(4) 業務期間

令和7年（2025年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日までとする。ただし、契約締結日から着手日の前日までの期間は習熟期間とし、前受託者から引継ぎを受けることとする。なお、習熟期間の必要経費については受託者の負担とする。

2 提案金額

提案限度額は356,477,000円（税込）とする。

3 参加資格

提案事業者は、応募資格確認の日において、次に掲げる要件をすべて満たす法人とする。

(1) 宝塚市入札参加資格者名簿に登録されている者。

(2) 日本国内において、水道事業又は水道用水供給事業、もしくは工業用水道事業における1日平均浄水量10,000m³以上（排水処理を除く。）かつ急速濾過方式による浄水施設の運転管理業務実績が5年以上ある者。

(3) 次に掲げる有資格者を組織できること。

ア 水道技術管理者の資格を有し、かつ浄水場運転管理の実務実績が5年以上ある者。

イ 水道浄水施設管理技士1級の資格を有する者。

(4) 次に掲げる有資格者を配置できること。

ア 水道浄水施設管理技士3級以上の資格を有する者を現場に3名以上配置できること。
（業務中は1名以上常駐）

(5) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(6) 宝塚市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。

- (8) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号）第2条第3号に該当しないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生手続き開始の申立てをしている者でないこと。
- (11) その他法令違反など社会的信用を損なう行為等により、相応しくないと本市が認める者でないこと。

4 現地見学会

令和6年（2024年）8月21日（水）に現地見学会を行う。現地見学会参加希望の提案事業者は本要項5(4)の電子メールアドレスに、会社名、参加人数を記載し、8月16日（金）午後3時まで提出すること。

5 参加申請の提出

応募者は、次の申請書類を提出期間内に提出しなければならない。

(1) 提出期間

令和6年（2024年）8月22日（木）午前9時から8月27日（火）午後3時まで（必着）
※企画提案書及び見積書のみ9月4日（水）午前9時から9月13日（金）午後3時まで（必着）

(2) 提出書類

ア 参加申請書	【様式1】
イ 会社概要	【様式2】
ウ 受注実績を証明する書類	【様式3】
エ 有資格者の在籍を証明する書類	【様式4】
オ 企画提案書	
カ 見積書（任意様式）	

(3) 提出部数

上記のアからエ及びカについては紙媒体原本1部、企画提案書については紙媒体8部を提出すること。

(4) 提出先

〒665-0032 宝塚市東洋町1番3号

宝塚市上下水道局 施設部 浄水課

TEL：0797-73-3689

FAX：0797-72-6381

電子メール：m-takarazuka0184@city.takarazuka.lg.jp

(5) 提出方法

上記提出先まで、直接持参もしくは郵送すること。提出書類の到着確認は、提案事業者が電話連絡で行うこと。時間は閉庁日を除く平日の午前9時から午後3時まで（正午から午後1時までを除く）とする。

(6) 企画提案書の様式及び内容

ア 様式

- ・原則A4版縦、横書きとする。ただし、図表等については必要に応じてA3版横も可とする。
- ・目次を付すこと。
- ・表紙、目次等を含め、1部につき両面40ページ以内とする。
- ・ページ番号を付け、2穴綴フラットファイルに左綴すること。

イ 内容

- ・業務計画に関する事項
- ・運転管理業務に関する事項
- ・点検及び巡視に関する事項
- ・その他、技術提案に関する事項

ウ 重複提案の禁止

- ・提案は、1事業者につき1つとする。

(7) 参加申請の辞退

参加申請を辞退する場合は参加辞退書【様式5】を提出すること。参加申請をした後に辞退しても、今後、本市の行う業務において不利益な扱いをされることはない。

6 質疑の受付及び回答

(1) 提出期間

令和6年（2024年）7月30日（火）午前9時から8月27日（火）午後3時まで（必着）

(2) 提出先

本要項5(4)の電子メールアドレス宛

(3) 質疑方法

質疑書【様式6】に記入したものを電子メールで提出すること。電子メールの到着確認は、提案事業者が電話連絡で行うこと。時間は閉庁日を除く平日午前9時から午後3時まで（正午から午後1時までを除く）とする。

(4) 電子メールのタイトル

「小浜浄水場休日夜間等運転管理業務委託_質疑書【会社名】」とする。

(5) 回答日

令和6年（2024年）9月3日（火） 午後3時以降

(6) 回答方法

上下水道局ホームページに掲載する。

(7) その他

質疑及び回答の内容は、性能仕様書及び特記仕様書への追加、又は修正とみなすものとする。

7 選考方法

(1) 審査及び選考の方法

参加申請を行い、参加要件を満たす提案事業者によりプレゼンテーションを実施する。

ア 令和6年（2024年）9月18日（水）

- ・開始時間等については参加提案事業者に後日連絡予定
- ・プレゼンテーションについては提案事業者の情報保護のため非公開とする。
- ・1提案事業者につき30分（プレゼンテーション：20分以内、質疑応答：約10分）とする。
- ・担当者及び責任者が出席すること。出席人数は3名までとする。
- ・HDMI ケーブル及びテレビは本市が準備するが、その他 PC 等必要な機材は提案事業者が準備すること。

(2) 審査項目及び点数配分

審査は、評価点及び価格点を合計し、総合的に評価を行って選考するものとする。

ア 評価点（100点）

- ・業務計画に関する事項（35点）
- ・運転管理業務に関する事項（25点）
- ・点検及び巡視に関する事項（10点）
- ・その他、技術提案に関する事項（30点）

イ 価格点（40点）

- ・価格点は、見積書から次の計算式により算出する。

$\text{配点} \times (1 - \text{見積価格} / \text{提案限度額})$

- ・小数点以下は四捨五入する

(3) 審査方法

ア 提案限度額を超えている場合、その企画提案書は審査から除外する。

イ 審査方法は、小浜浄水場休日夜間等運転管理業務委託プロポーザル審査要領（以下「審査要領」という。）に基づく評価点と価格点により行う。評定にあたり、市職員で構成する小浜浄水場休日夜間等運転管理業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

ウ 選考については、審査要領に基づき審査会が評価点を算出する。評価点は各委員の評価点の合計平均値とし、評価点と価格点の合計を提案事業者の得点とする。

エ 業務価格に関する価格点を除き、各委員の評価点の合計平均が60%未満の場合は不採用とし、次点の者を候補者とする。また、本プロポーザルに関して、提案事業者が1者のみの場合であっても、提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

(4) 受託候補者の選定

審査の結果、最高得点を獲得した企画提案書を作成した提案事業者を受託候補者として選定する。並びに、次点者も選定する。ただし、最高得点を獲得した提案者が複数あった場合は、審査会の議決により選定する。

(5) 選考結果の通知

選考結果は、プレゼンテーションを実施したすべての提案事業者に書面及び電子メールで通知する。

(6) 契約の締結

受託候補者の選定後、企画提案の内容について協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、契約の際には、改めて見積書を提出すること。ただし、下記のいずれかに該当し、その者と契約締結ができない場合、評価順位が次点の者を受託候補者とする。

ア 本要項に定める参加資格の要件を満たすことができなくなったとき。

イ 契約交渉が成立しないとき、または受託候補者が本契約の締結を辞退したとき。

ウ その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

(7) 再委託の禁止

本業務において受託者は、発注者が受託者と協議のうえ認めた一部の業務以外について再委託を禁止する。

8 提案募集及び契約までのスケジュール

年月日		スケジュール内容
令和6年（2024年）	7月30日（火）	ホームページにて公開開始、質疑受付開始、 現地見学会参加申込開始
	8月16日（金）	午後3時まで 現地見学会参加申込締切
	8月21日（水）	現地見学会
	8月22日（木）	午前9時以降 参加申請開始
	8月27日（火）	午後3時まで 参加申請締切
	8月27日（火）	午後3時まで 質疑受付締切
	8月28日（水）	企画提案会通知または参加資格非該当通知
	9月3日（火）	午後3時以降 質疑に対する回答
	9月4日（水）	午前9以降 企画提案書、見積書受付開始
	9月13日（金）	午後3時まで 企画提案書、見積書提出締切
	9月18日（水）	企画提案会（プレゼンテーション）
	9月25日（水）	審査結果通知、受託候補者決定
	9月27日（金）	受託候補者と技術提案内容の仕様書への反映を 協議
	11月下旬	契約締結
令和7年（2025年）	4月1日（火）	業務開始

※スケジュールについては、本市の都合により変更する場合があります。

9 失格条項

提案事業者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- （1）提出書類の提出方法、提出先、提出期限が、本要項に適合していないとき。
- （2）提出書類の提出期限後に見積書の金額を訂正したとき。
- （3）虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき。
- （4）プロポーザル手続きの過程（本要項の配布開始日から、受託候補者と合意に達するまで）で、本要項に定める参加資格の要件に抵触することが明らかとなったとき。
- （5）審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- （6）他の提案事業者と応募する提案内容について相談を行ったとき。
- （7）プレゼンテーション等に出席しなかったとき。
- （8）見積書の金額が、提案限度額を超過しているとき。

1 0 応募に要する費用

本プロポーザルの参加に要する費用は、提案事業者の負担とする。

1 1 その他

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 当選した提出書類の内容は本業務の契約の基本とする。
- (4) 当選した提出書類の内容は、発注者と受託候補者との協議のうえ変更することがある。
- (5) 宝塚市情報公開条例第 5 条に基づく公開請求があった場合等は、原則として公開の対象文書となる。なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、決定後の公開とする。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。
- (6) 提出書類の作成のために発注者より受領した全ての資料は、発注者の了解なく公表または使用することを禁止する。
- (7) 提出書類は返還しない。また提出書類は本プロポーザル以外の用途には提案事業者が無断で使用しない。
- (8) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案事業者の負担とする。
- (9) 契約を締結する際に宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例第 7 条及び宝塚市等の事務等からの暴力団等の排除の推進に関する要綱第 3 条第 2 号に基づく誓約書を提出すること。